

岩手県告示第762号

鳥獣保護区の存続期間の更新（平成19年岩手県告示第750号）で告示した盛岡市湯沢鳥獣保護区、八幡平市金沢鳥獣保護区及び山田町小谷鳥獣保護区の区域を次のとおり変更した。

平成29年10月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 変更後の盛岡市湯沢鳥獣保護区の区域 盛岡市地内都南つどいの森と国有林の境界との交点を起点とし、起点から東北電力送電線陸中幹線を南に進み、市道湯沢線と遊歩道との交点に至り、遊歩道を南に進み、東北電力送電線陸中幹線との交点に至り、同送電線を南に進み、都南つどいの森と国有林との交点に至り、同点から都南つどいの森と国有林との境界を北西に進み更に北東に進み、起点に至る線に囲まれた一円の区域
 - （2） 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
 - 2（1） 変更後の八幡平市金沢鳥獣保護区の区域 八幡平市地内の一般県道雫石東八幡平線と市道岩手山1号線との交点を起点とし、起点から同県道を北に進み松川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を東に進みイタザ沢左岸との交点に至り、同点から同沢左岸を南に進み民有地と国有林岩手北部森林管理署1541、1546及び1547林班の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み市道岩手山2号線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道岩手山1号線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
 - （2） 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
 - 3（1） 変更後の山田町小谷鳥獣保護区の区域 下閉伊郡山田町地内の町道大浦小谷鳥線と旧大釜崎ロラン局専用道路との交点を起点とし、起点から町道大浦小谷鳥線を北西に進み町道小谷鳥澁磯線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道大浦宿磯線との交点に至り、同点から同町道を東に進み船越半島海岸線との交点に至り、同点から海岸線に沿って白崎及び大釜崎を迂回して進み霞露山国有林三陸北部森林管理署29林班と民有林13林班との境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み旧大釜崎ロラン局専用道路との交点に至り、同点から同専用道路を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
 - （2） 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 備考 「別紙」は、省略し、岩手県環境生活部自然保護課並びに所管する広域振興局の保健福祉環境部及び保健福祉環境部保健福祉環境センターに備えておいて縦覧に供する。